



2025 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 シンクレイヤ株式会社
(コード番号:1724 東証スタンダード)
(URL <https://www.synclayer.co.jp>)
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 正 裕
問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長 藤 原 伸 昭
電 話 番 号 052(242)7875

自己株式立会外買付 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 13 日開催の取締役会において決議しました、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定による定款の定めに基づく自己株式取得について、具体的な取得方法を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取得方法

本日 (2025 年 11 月 13 日) の終値 (最終特別気配を含む) 708 円にて、2025 年 11 月 14 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) において買付けの委託を行う (その他の取引制度や取引時間への変更は行わない)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|-----------------------------------|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 70,000 株 (上限) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 49,560,000 円 (上限) |
| (4) 取得結果の公表 | 2025 年 11 月 14 日午前 8 時 45 分の取引終了後 |

(注 1) 当該株数の変更は行いません。

なお、市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合があります。

(注 2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行います。

3. その他

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の取得完了後、2025 年 11 月 13 日の取締役会で決議した取得し得る株式の総数及び株式の取得価額の総額の上限から、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により取得した株式の総数及び取得価額の総額を控除した数量及び金額を上限として、取引一任契約に基づく立会取引市場における市場買付を実施する予定です。

(ご参考)

2025 年 11 月 13 日開催の取締役会における決議内容

【取得に係る事項の内容】

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 200,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 4.28%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 150,000,000 円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 2025 年 11 月 14 日から 2026 年 10 月 23 日 |
| (5) 取得方法 | ①自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による市場買付け
②自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け |

(注) 市場動向等により一部又は全部の注文の執行が行われない場合があります。

【自己株式の消却の内容】

- | | |
|---------------|--|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 200,000 株 (予定)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 4.28%) |
| (3) 消却予定日 | 2026 年 10 月 30 日 |

以 上